

令和 6 年度 阿武町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）（以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、阿武町の令和 6 年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおりと定める。

令和 6 年度一般廃棄物発生見込み量

区 分	総 量
ごみ	843. 2 t
し尿及び浄化槽汚泥	2, 520kl

1. 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日

2. ごみ処理計画

行政区域	人 口	3, 023 人
	世帯数	1, 507 戸
計画収集人口		3, 023 人

2) 収集・運搬計画

①家庭系一般廃棄物

定期収集

NO	種 類	収集回数	指 定 ご み 袋 等	搬入先	処分方法
1	燃やせるごみ	拠点回収：週 3 回	指定袋	萩長門清掃工場	焼却 資源化
2	缶	拠点回収：月 1 回	指定袋	阿武町リサイクルセンター	資源化
3	ビ ン	拠点回収：月 1 回	指定袋	阿武町リサイクルセンター	資源化
4	プラスチック製容器包装	拠点回収：月 2 回	指定袋	阿武町リサイクルセンター	資源化
5	ペットボトル	拠点回収：月 1 回	指定袋	阿武町リサイクルセンター	資源化
5	燃やせないごみ （有害ごみ含む）	拠点回収：月 1 回	指定袋	阿武町リサイクルセンター	資源化 焼却 埋立
6	大型ごみ	拠点回収または戸別 回収：月 1 回	荷 票	阿武町リサイクルセンター	資源化
7	古 紙	拠点回収	無 料 （紙ひもで結束する）	阿武町リサイクルセンター	資源化
8	段ボール	奈古：月 1 回 福賀：隔月			

		宇田郷：隔月			
--	--	--------	--	--	--

直接搬入

一般廃棄物を排出者により、直接じん芥処理場へ搬入する。（開庁日 3 日前までに予約が必要。）

なお、一般廃棄物で排出者により搬入できないものについては、一般廃棄物収集運搬許可業者へ排出者が依頼する。

②事業系一般廃棄物

多量排出事業者（1 日平均 10 キログラム以上の一般廃棄物を排出する事業者）は収集運搬を町の一般廃棄物処理許可業者へ依頼する。

③動物の死体

動物火葬施設にて火葬

名称	所在地	区分	使用時間
萩やすらぎ苑斎場	萩市椿東 6210 番地 1	個別火葬・集合火葬	個別火葬：午前 9 時～午後 2 時 集合火葬：午前 9 時～午後 5 時

3）中間処理施設

①資源・不燃・粗大中間処理施設

名称	所在地	処理主体	公称処理能力
阿武町リサイクルセンター	阿武町大字奈古 487 番地 272	第 1 ヤード：缶・ビン・燃やせないごみ・大型ごみ 第 2 ヤード：プラスチック製容器包装・ペットボトル・古紙・段ボール	8 t

2．生活排水処理計画

①し尿処理施設

施設名	所在地	処理方式	公称処理能力
萩第二浄化センター	萩市堀内西の浜 22-1	下水投入・一次処理	受入貯留設備 55kl/日 主処理設備 15kl/日

②し尿収集及び浄化槽汚泥

種 類	収集方法		搬入先	
	主体	収集回収		
し尿	許可業者	随時・月 1 回又は 2 ヶ月に 1 回	萩第二浄化センターにて処理	1. 浄化槽の設置届を所管の保険福祉環境事務所へ提出する。 2. 毎年 1 回以上、町長の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼して清掃を行わなければならない
浄化槽汚泥	許可業者	随時	萩第二浄化センターにて処理	

3 委託の形態

① 収集業務（ごみ）町委託業務

受託者	受託内容	受託地域
株式会社 ホームキーパー	燃えるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ類	阿武町全域

4 一般廃棄物処理業の許可に関する事項

1) ごみ

原則新規の許可はしない。ただし公共事業（国・県）及び高齢者・障がい者福祉事業等に係る許可はこの限りでない。

2) し尿

新規の許可はしない。

3) 浄化槽汚泥

新規の許可はしない。

一般廃棄物処理業許可業者

許可業者名	備考
(株) ホームキーパー	収集・運搬
(有) クリーン萩	収集・運搬（限定許可）
(公社) 萩広域シルバー人材センター	収集・運搬（限定許可）
(有) 吉岡土建	収集・運搬（限定許可）
(有) 吉岡碎石	収集・運搬（限定許可）
(有) 萩新栄	収集・運搬（限定許可）
協和建設工業 株式会社	収集・運搬（限定許可）
はっとり美装	収集・運搬（限定許可）

②収集業務（し尿及び浄化槽清掃業）許可業者

許可業者名	許可名	許可区域
(有)オカムラ環境技研	し尿	阿武町全域
	浄化槽	阿武町全域

5. 災害等廃棄物に関する事項

①「環境行政広域連携協定」を締結している公共団体において、自然災害等発生し、災害廃棄物処理の依頼があった場合は、各協定書に基づき適正処理する。

① 災害時におけるし尿等・家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定に基づき、自然災害等発生し、災害廃棄物処理の必要性があった場合は速やかに協力依頼する。

② 協定を締結していない公共団体において、自然災害等発生し、災害廃棄物処理の依頼があった場合は、山口県を経由して相互協力体制を構築する。